



山形県公報

平成18年6月1日(木)

号 外 (29)

目 次

告 示

保安林内の皆伐面積の限度..... (森 林 課) ... 1

告 示

山形県告示第577号

平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成18年6月1日

山形県知事 齋 藤 弘

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度
		ヘクタール
日向川	水源かん養保安林	235.02
相沢川	同	57.27
田川地区	同	353.48
五十川～鼠ヶ関川	同	44.41
鮭川	同	340.10
小国川	同	173.80
銅山川～角川	同	229.63
北村山地区	同	324.84
寒河江川	同	136.04
月布川～朝日川	同	50.74
山形地区	同	212.11
白川	同	391.93
荒川	同	276.65
置賜地区	同	476.68
前川	同	17.45
日向川	土砂流出防備保安林	11.66
相沢川	同	15.04
田川地区	同	328.16
五十川～鼠ヶ関川	同	141.23
鮭川	同	34.86
小国川	同	37.10
銅山川～角川	同	32.02
北村山地区	同	435.07
寒河江川	同	54.31
月布川～朝日川	同	25.26

